令 和 3 年

奈良市議会3月定例会 追 加 提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市議案第 68 号	訴えの提起について	1
-------------	-----------	---

訴えの提起について

本市は、奈良地方裁判所 平成31年(ワ)第142号 損害賠償等請求事件の判決について、次のとおり訴えを提起する。

令和3年3月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 被控訴人となるべき者の住所及び氏名 奈良市大森町57番地の3奈良県農業協同組合代表理事 田中 稔之

2 控訴の要旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人の負担とする。 との判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第二審判決の結果、必要がある場合は上告する。